



戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集事業

概要

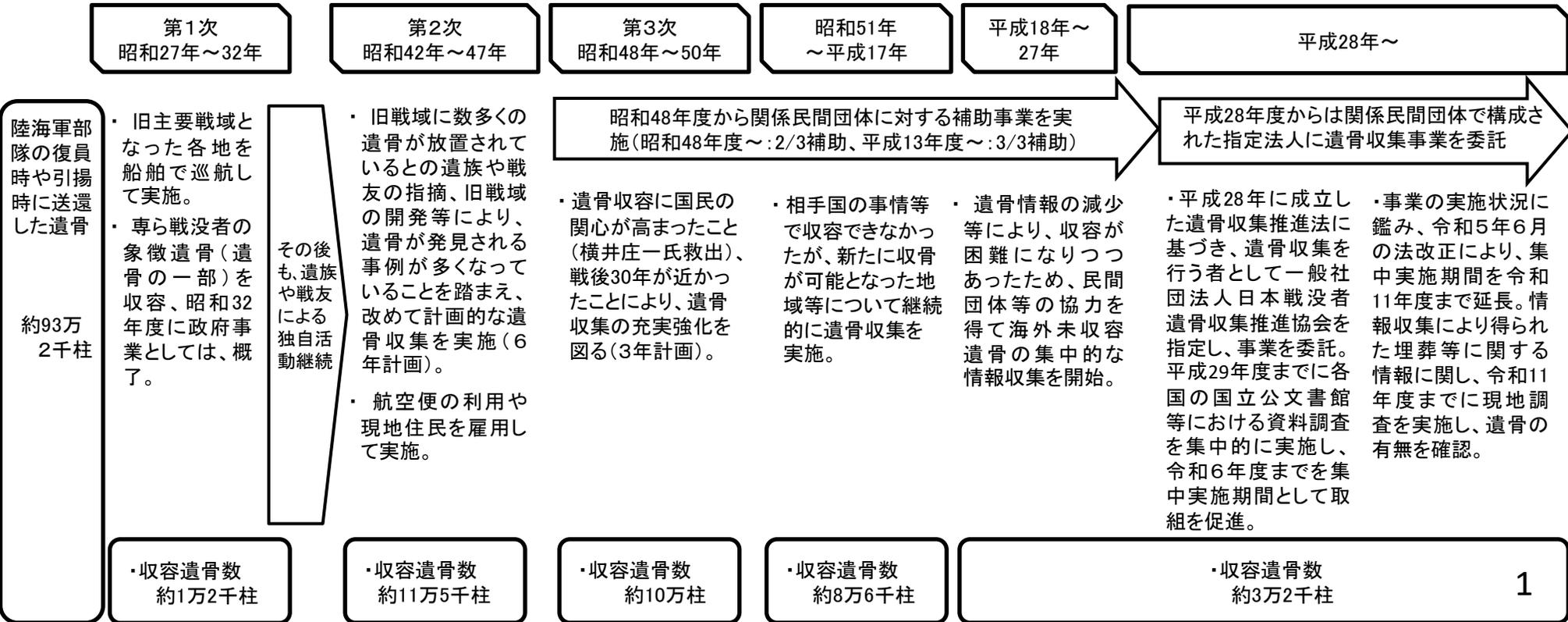
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨收容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	收容遺骨概数	約128万柱
	未收容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により收容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未收容遺骨（最大） 約59万柱

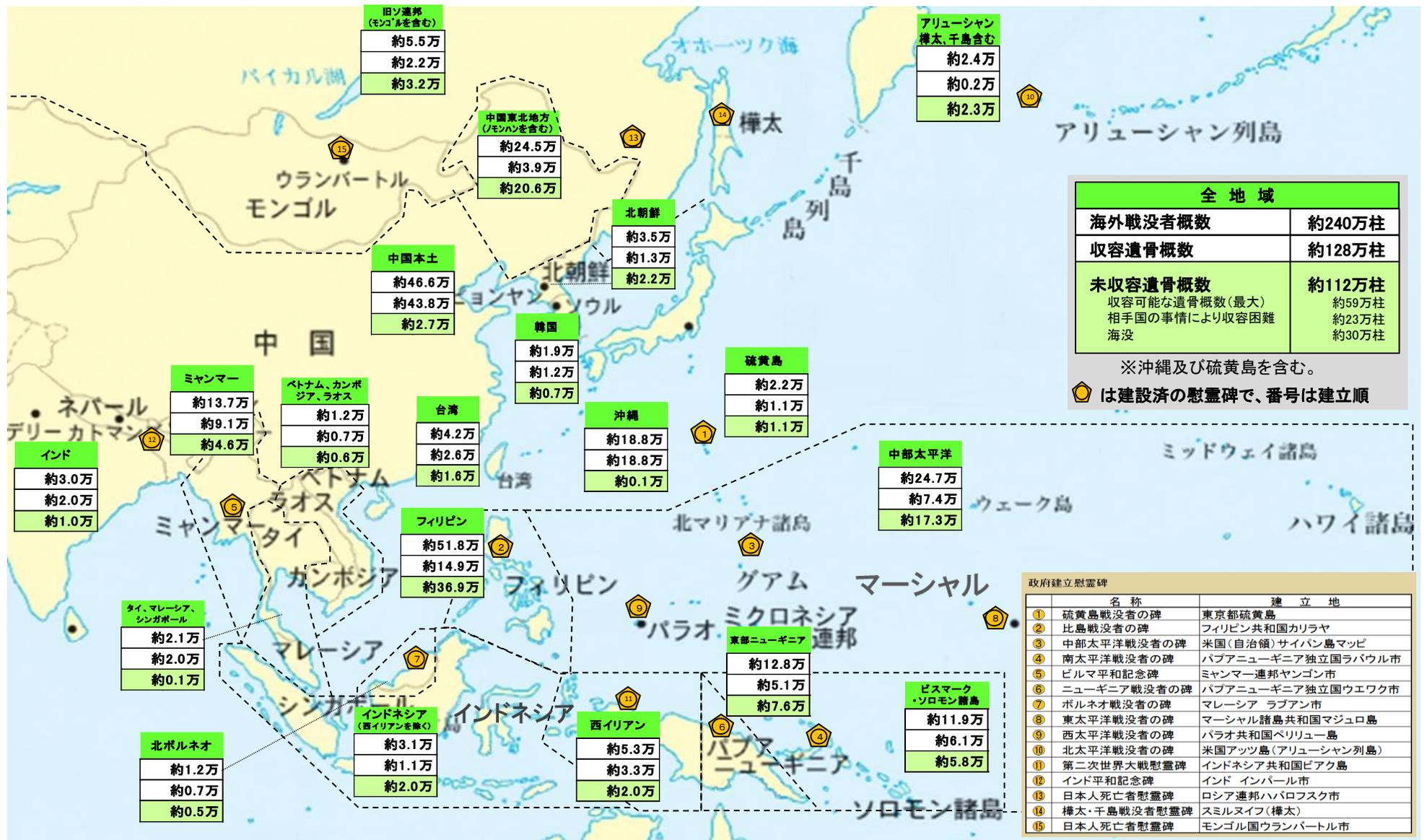
(注) 遺骨収集事業による收容遺骨数 約34万柱

令和6年2月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和6年2月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和6年2月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地域	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
旧ソ連	61			1	13
モンゴル					
旧ソ連等 (柱) 小計	61	0	0	1	13

【南方等戦闘地域の遺骨】

地域	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
硫黄島	11	46	24	75	66
沖縄	56	57	49	46	
中部太平洋	264	2	195	74	147
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー					
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					
西イリアン					
フィリピン					3
東部ニューギニア				23	26

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
 - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

地域	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ビスマーク・リオン諸島	5			1	135
インド				7	
千島・樺太・アリューシャン	7				
中国東北地方 (ノモンハンを含む)					21
台湾・北朝鮮・韓国					
バトナム・カンボジア・ラオス					
その他					
地域不明			2		
			2		
南方等 小計(柱)	343	103	270	226	398
		105	75	121	66
合計(柱)	404	103	270	227	398
		105	75	121	79

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和5年6月に戦没者遺骨収集推進法の改正法が可決、成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（平成28年度から令和6年度まで）が5年間延長され、令和11年度までとされた。
- ・ これを踏まえ、同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正し、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査等により得られた埋葬等に関する情報（※）について、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報（約3,300か所（令和4年3月末時点））、及び新たに取得する見込みの情報。
- ・ また、基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めている実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直し等についても反映を行った。
- ・ 今後は、抜本的な見直しに基づく取組の徹底を図りつつ、集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、基本計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組む。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきているが、現在、渡航中止勧告が発出されていることもあり、事業の実施が困難な状況。
- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの53埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- ・ 53埋葬地の名簿登載者数（令和6年2月末時点） 4,724名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報等に基づき埋葬地と推定される地点を対象として、令和5年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査（マリアナ諸島等17の地域を対象に計57回）及び遺骨収集（マリアナ諸島等16の地域を対象に計21回）を実施することとしている。

- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模壕等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

令和5年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

各国の入国制限等の現状(令和6年2月末現在)

- 遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。
※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。
- 「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))が発出されており、現状、ロシアとミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

令和5年度の派遣実績(令和6年2月末現在)

- 硫黄島の調査等及び遺骨収集
調査等を20回実施。遺骨収集を3回実施し66柱の遺骨を収容。
※調査を3回、遺骨収集1回を中止(硫黄島沖の噴火の影響により事業実施が困難と判断)
- 沖縄の調査及び遺骨収集
調査を1回実施。
- 海外の現地調査(29回)
マリアナ諸島6回、マーシャル諸島2回、パラオ諸島3回、トラック諸島1回、ギルバート諸島1回、フィリピン1回、ミャンマー1回、インド1回、バングラデシュ1回、インドネシア1回、東部ニューギニア5回、ビスマーク・ソロモン諸島3回、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回、モンゴル(ノモンハン)1回、ミクロネシア・ヤップ州(メロン環礁)1回、計29回の現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。
- 海外の遺骨収集(10回)
マーシャル諸島1回(21柱相当)、パラオ諸島1回(122柱相当)、トラック諸島1回(4柱相当)、フィリピン1回(3柱相当)、インドネシア1回(※0柱)、東部ニューギニア2回(26柱相当)、ビスマーク・ソロモン諸島1回(135柱相当)、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回(13柱)、モンゴル(ノモンハン)1回(21柱相当)、計10回の遺骨収集を実施し、カザフスタン共和国において13柱の遺骨を収容。その他の地域においては、332柱相当の検体を採取。
※形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。
また、米国国防総省捕虜・行方不明者・調査局(DPAA)において、同局管理下にある遺骨からDNA鑑定用の検体を採取。(令和5年5月及び令和6年1月の2回実施)
- 遺骨収集の実施に向け、遺骨収集の対象国と厚生労働省による対面又はオンラインによる協議を実施。

令和5年度の今後の取組(令和6年3月) ※ 2月末時点で実施中の派遣も含まれる

- 国内外の派遣は、海外危険情報や硫黄島沖の噴火の影響などの現地情勢を踏まえながら計画的に実施。
【現地調査】マリアナ諸島、東部ニューギニア、インド、インドネシア及び硫黄島を実施予定。
【遺骨収集】トラック諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、米国及びニュージーランドを実施予定。
- 令和6年度の派遣に向けた派遣計画の策定及び準備。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,680柱 未収容遺骨概数:11,220柱(令和6年2月末現在)

概況

- ・ 硫黄島においては、関係省庁の連携のもと、遺骨収集事業を実施している。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで150回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収容遺骨数	11	46	24	75	66

<派遣回数数の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査等	23	20	22	21	20(※1)
収集	4	3	2	4	3(※2)

(※1)令和6年2月末現在の実績値。今後も調査等派遣を実施予定。

(※2)令和6年2月末現在の実績値。令和5年度は4回の遺骨収集派遣を予定していたが、硫黄島沖の噴火の影響により第3回遺骨収集は中止とした。

令和5年度の取組状況

- ・ 令和4年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,583柱(うち、政府による収容遺骨数：52,087柱) 未収容遺骨数：553柱 (令和6年2月末時点)

概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収容する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収集が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,087柱の遺骨を収容した。
- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和5年度予算 約30百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

平30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
18	56	57	49	46



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)

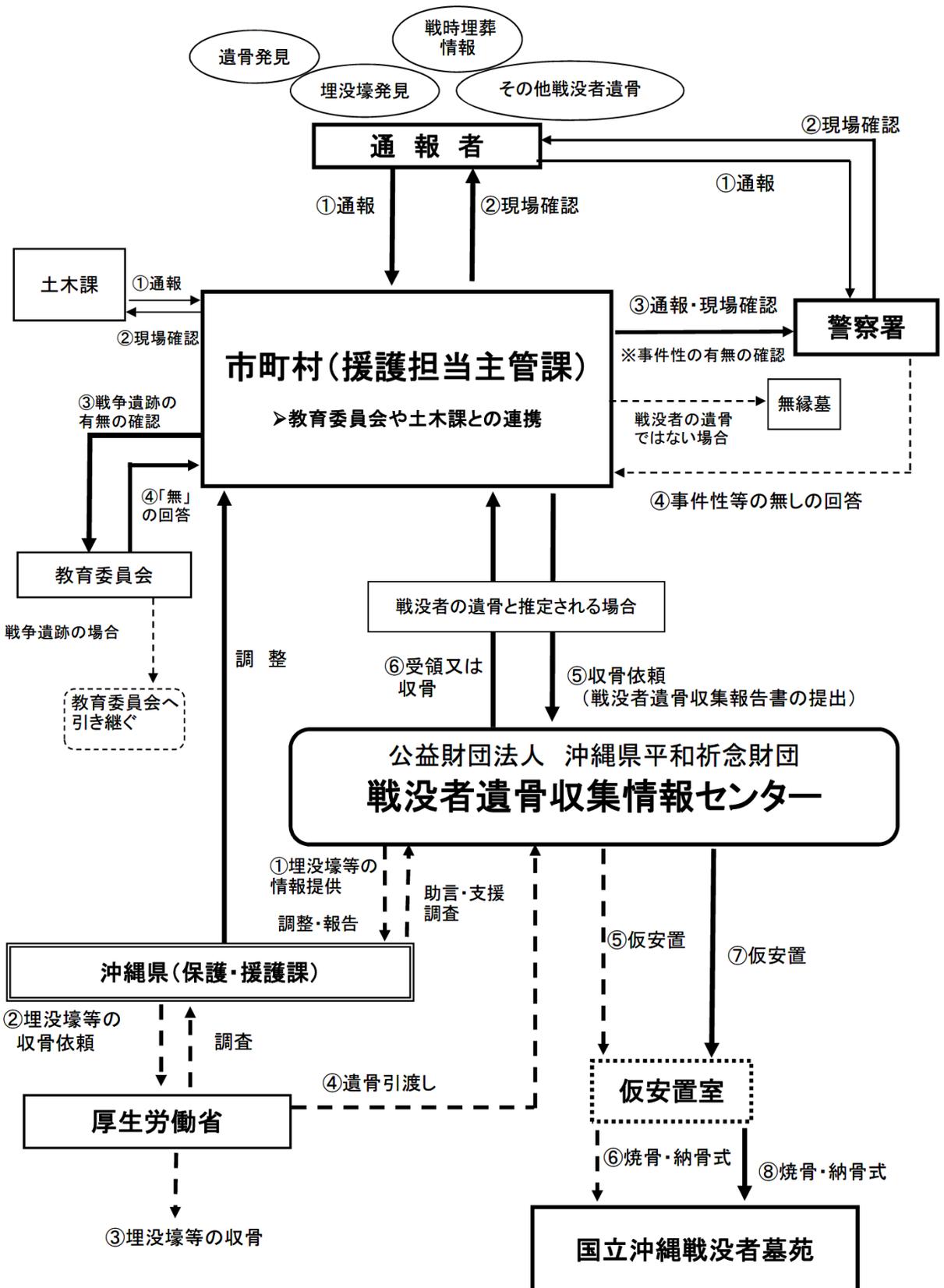


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

取組状況

- ・ 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地状況を踏まえ、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
旧ソ連 (ウズベギスタンを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 20,160柱 ・未収容遺骨概数 32,840柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報53か所(令和6年2月末日時点)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。 ・令和5年度は、カザフスタンにおいて、令和5年7月に現地調査を実施するとともに令和5年9月～10月にかけて遺骨収集を実施し、13柱を送還した。 ・また、令和元年9月、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 ・令和4年2月以降外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアについては、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 ・令和6年度上半期にカザフスタンにおいて現地調査等を実施予定。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,000人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 ・令和4年5月、外相の訪ウズベキスタン時に再度申し入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,583柱 ・未収容遺骨数 553柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、令和4年度は糸満市や宜野湾市等から46柱の遺骨を収容した。 ・厚生労働省は、令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、令和5年3月に現地調査を実施した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。 ・旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施予定。ボランティア団体の活動状況を踏まえ、実施時期を検討。
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,680柱 ・未収容遺骨概数 11,220柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和5年度は2月未までに66柱を収容。 <ul style="list-style-type: none"> 第1回遺骨収集団 17柱 第2回遺骨収集団 22柱 第3回遺骨収集団（中止） 第4回遺骨収集団 27柱 <p>※第3回遺骨収集は硫黄島沖の噴火の影響のため、事業実施が困難と判断し中止とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は左記の「取組方針」に基づき令和5年4月28日に決定された「令和5年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施 2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施 3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施 を行う。 ・令和6年1月から3月の間、調査を計4回実施予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある。 ・DPAA管理下にある遺骨については、令和元年度に検体採取の派遣を2回実施し、DNA鑑定用の検体（162検体）を送還した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DPAA管理下にある遺骨の検体採取の派遣を2回実施し、DNA鑑定用の検体（5月:406検体、令和6年1月:2検体）を送還した。 ・8～9月にマキン環礁で現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島については、埋没戦車、集団埋葬地等、複数の遺骨情報を保有。 ・アンガウル島については、集団埋葬地の遺骨情報を保有。 ・令和4年5、7、9月及び令和5年2月に現地調査を実施。令和4年11～12月にかけて遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（74柱相当）を送還した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5～6月、7月、10月に現地調査を実施。 ・11～12月に遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（122柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に現地調査及び遺骨収集を実施予定。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島(チューク州トル島)で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。令和5年3月に現地調査を実施。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に沈没艦船「神国丸」、「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、「神国丸」からDNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。「清澄丸」の検体は現地に保管している。 ・令和6年2月にウォーレイアイ(メレヨン)環礁で現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島については地権者との合意が必要 ・令和6年2～3月にチューク州で保管している「清澄丸」の検体を送還予定。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p><協力覚書締結後の遺骨収集事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月より事業を再開した。 ※平成30年度：現地調査2回 令和元年度：現地調査1回 令和4年度：現地調査1回 ・協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い検体（8検体）を採取し日本に持ち帰り、科学的な鑑定を行っている（検体以外の部位はフィリピン国立博物館に保管）。 ・令和5年11月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の3柱相当の検体を送還した。 <p><日本送還済みの遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」で受けたことを公表。 <p><フィリピン国内保管遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している（令和5年度は8月、11月、2月に実施した。）。 	<p><協力覚書締結後の遺骨収集事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して事業が実施できるようフィリピン政府と協議を進める。 <p><日本送還済みの遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。 <p><フィリピン国内保管遺骨への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き形質の確認作業を実施し、その結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
ベトナム・ラオス・カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ベトナム) 保有情報あり(1件、精査中)。(その他地域) 保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・(タイ) 保有情報あり(2件、精査中)。(その他地域) 保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に現地調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響やミャンマー情勢の悪化により事業が実施できていなかったが、外務省や在外公館と再開の可否について慎重に検討を行ったうえ、令和5年10月に職員を現地に派遣し、現地関係機関と事業再開に向けた協議を実施。令和6年1月には現地調査を実施した。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。 ・公表した遺骨に関する所属集団の判定結果を踏まえて、ミャンマー側と遺骨の取扱いについて協議を進める。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月、9月及び令和5年2月～3月にかけて、現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の7柱相当の検体を送還した。 ・令和4年11月に現地調査を実施した。 ・令和5年5月、主要な派遣先である、マニプール州で暴動が発生した。 ・令和5年10月、現地情勢を考慮のうえ、マニプール州を除き、ナガランド州のみで現地調査をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情勢を考慮の上、ナガランド州において令和6年2月～3月に現地調査を実施中。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
<p>バングラデシュ</p>	<p>保有している統計なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 ・令和4年度に遺骨収集の実施を予定していたが、同墓地を管理するCWGCより、遺骨収集に係る詳細な実施計画の作成を求められた。 ・令和5年8月にCWGCに提出する遺骨収集実施計画作成のための現地調査を実施した。 ・令和5年12月に外務省を通じてCWGCに遺骨収集実施計画案を送付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CWGC及びバングラデシュ政府等との調整がつき次第、遺骨収集を実施予定。
<p>北ボルネオ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（確度が高くない） ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施予定。
<p>インドネシア（西イリアン（西部ニューギニア等）を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。 ・令和5年3月に、協定署名後初の現地調査・遺骨収集を実施した（形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。）。 ・令和5年11月～12月に現地調査・遺骨収集を実施した（形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。）。 ・現在、形質鑑定等の結果、日本人と判定された遺骨をインドネシア側で科学的な鑑定を行うこと、また、鑑定にかかる合意書の取り交わしについて、インドネシアの関係機関と協議中。 ※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定）を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月～3月に現地調査及び科学的な鑑定等に係る関係機関との協議を実施中。 ・継続して事業が実施できるようインドネシア政府と協議を進める。

各地域の取組状況 ⑧

地域、	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年7月及び10月に現地調査を実施した。 ・所属集団判定会議で判定不可となった10柱について令和5年1月パプアニューギニアに通報済。 ・令和5年1～2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の23柱相当の検体を送還した。また、3月に現地調査を実施した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月、11月、令和6年2月に現地調査を実施した。 ・6～7月、9月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体を（6～7月に3柱相当、9月に23柱相当）送還した。 ・DPAA管理下にある遺骨の検体採取の派遣を1月に実施し、DNA鑑定用の検体（2検体）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月に現地調査を実施予定。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約310柱）あり。 ・令和4年12月、令和5年1月、3月に現地調査を実施した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月にガダルカナル島で現地調査を実施した。 ・7～8月にガダルカナル島で現地調査・遺骨収集を実施し、形質鑑定を行った遺骨から採取したDNA鑑定用の検体（135柱相当）を防衛省の協力のもと、ガダルカナル島ホニアラ港にて海上自衛隊護衛艦「しらぬい」へ引き渡し、本邦に送還した（海上自衛隊横須賀基地で遺骨を受領）。 ・10月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。 ・DPAA管理下にある遺骨（ガダルカナル島）の検体採取の派遣を1月に実施し、DNA鑑定用の検体（94検体）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月にガダルカナル島で遺骨収集を実施予定（保管中の遺骨（約310柱）の内、未鑑定の遺骨の鑑定及び検体の送還を行う。）。 ・令和6年2月～3月にニュージーランドに職員を派遣し、同国の戦争博物館が所蔵している遺骨（ガダルカナル島で収容との情報）について、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還予定。

各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑩

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(13件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収集は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供があったことから、令和5年7月～8月にかけて現地調査・遺骨収集を実施し、21柱相当の検体を送還した。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報が残っていることから、引き続き令和6年度上半期に現地調査・遺骨収集を実施予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッセ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館から提供されたウォッセ島の遺骨情報に基づき、ウォッセ島を中心に遺骨収集を実施。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、DPAAに情報提供を求めているところ。同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米国側の許可取得が必要。 <令和5年度の実施状況> ・7月にウォッセ島で現地調査を実施した。 ・10月にウォッセ島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(21柱相当)を送還した。 ・DPAA管理下にある遺骨(クエゼリン島)の検体採取の派遣を1月に実施し、DNA鑑定用の検体(5検体)を送還した。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンライン会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年度は、サイパン、テニアン、グアムにおいて、8回現地調査を実施した。 <p><令和5年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月、9月にテニアン、7月にグアム、8～9月、10～11月、令和6年1～2月にサイパンで現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2～3月にテニアンで現地調査を実施予定。
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊場所、人員、食事等の確保など）への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側（アラスカ陸軍工兵隊及び内務省魚・野生生物局等）と調整を行ってきた中、令和5年3月に、外務省の協力を得て、米国国務省及び国防総省に対し協力を求めていたところ、令和5年12月に、在日本米国大使館を通じて、陸軍工兵隊から遺骨収集事業実施に係る協力覚書案が提示された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係機関と連携し、協力覚書の取り交わしに向け、米国側と協議を継続していく。

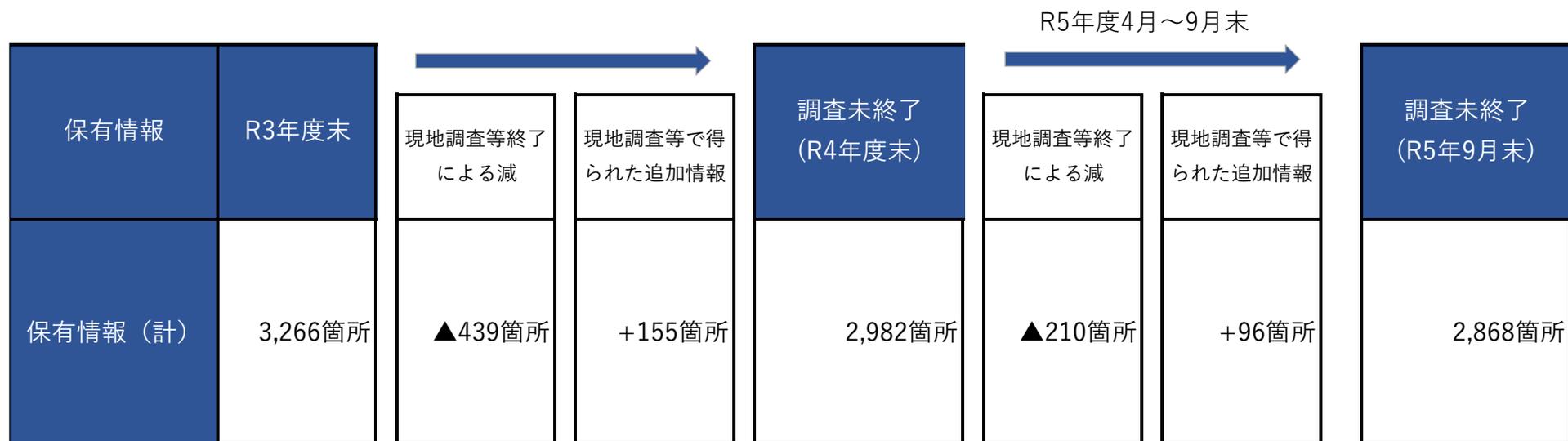
各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報あり（4件、精査中）。 ・国交未樹立のため、政府派遣による収集は実施されていない。 ・昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。北朝鮮側は、調査機関として特別調査委員会を設置。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和6年2月末日時点)	現状・課題 (令和6年2月末日時点)	今後の予定 (令和6年2月末日時点)
<p>地域不明</p> <p>※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨のDNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還、令和5年3月の所属集団判定会議で審議した結果、日本人の遺骨であると判定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月に米国に職員を派遣し、同国の警察等が保管している遺骨について、DNA鑑定用の検体を送還予定。 ・その他、外務省等関係機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に派遣団を送り調査等を行う。
<p>その他</p> <p>海外資料調査</p>	<p>埋葬地点推定情報：1,829件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・令和4年度に、米国海軍設営隊資料館が保管する機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点等に関連する文書（4,486ファイル合計86,942枚）を調査し、日本人戦没者の埋葬地点等と思われる記載がある84枚の資料を取得した。 ・取得した全ての資料を精査・分析した結果、令和5年7月にマーシャル諸島クエゼリン島の日本人墓地に関する位置情報（1件）が得られた。当該情報については、今後の現地調査に活用することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国立公文書館に対し、前回の調査後、機密指定解除となった日本人戦没者の埋葬等に関連する文書がないか確認中。 ※豪州及び米国からは、該当文書は無い旨回答あり。 ・各国から有効な情報が得られた場合は、現地に職員等を派遣し、保管資料について調査を実施する。

保有する遺骨及び埋葬地情報の推移について



遺骨収集の実施体制強化に関する取組

令和5年の「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」の見直しで明記された、職員等への研修の実施、遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組に係る対応状況は以下のとおり。

1 職員等への研修

定期的に研修を開催し、指定法人や関係団体の遺骨収集に携わる者の資質向上に取り組んでいる。

【令和4年度】	・ 派遣時の健康管理や安全対策に関する研修 ・ 遺骨の形質やDNA鑑定など遺骨収集等に係る能力向上の研修 ・ 旅費や仮払金の規程、労務管理に関する研修等	➡	計23回、延約260名
【令和5年度】	・ 派遣時の健康管理や安全対策に関する研修及び普通救命講習 ・ 遺骨の形質やDNA鑑定など遺骨収集等に係る能力向上の研修	➡	計9回、延約100名

上記のほか、指定法人において、新規職員及び初めて派遣団の団長になる職員向けの内部研修（※）を年複数回実施。

※ 戦没者遺骨収集事業や歴史に関する研修、派遣団の心得やGPS等派遣機材に関する研修など

2 遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組

指定法人において、嘱託産業医の設置や健康診断料の手当、各種マニュアルの策定等、遺骨収集参加者の安全配慮体制を整備。

- ・ 指定法人職員に対し、年1回の健康診断に加え、嘱託産業医による派遣前の問診を実施（令和元年11月～）。
- ・ 指定法人職員以外の派遣者が負担なく健康診断を受診できるよう、旅費規程を改正し支度料を約8千円増額（令和2年2月～）。
- ・ 健康管理マニュアルの作成（令和4年5月）
→ 派遣時の体調不良や怪我等不測の事態が起きた際に、自身でできる応急処置や緊急対応について、適切な対応ができるようマニュアルを作成。
- ・ 職員安全衛生管理規程の整備（令和5年3月28日策定）
→ 指定法人職員等の安全と健康を確保し事業の円滑な運営を図ることを目的に規程を整備。派遣期間中の事故等に対し、団体旅行保険により指定法人職員以外の派遣者についても職員と同等の補償が受けられるようにした。

(参考資料)

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」改正の概要（令和5年7月28日閣議決定）

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・ 国の責務
 - 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施に当たっての体制整備等、ガバナンスの強化等を明記
- ・ 集中実施期間
 - 令和11年度までの集中実施期間に、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報と新規に取得見込みの情報に係る現地調査を実施すること、その上で、集中実施期間に一柱でも多くの遺骨収集を実施することを明記
- ・ 関係行政機関の連携協力
 - 外務省：現地調査員の確保支援を追記
 - 防衛省：硫黄島における支援について、遺骨収集に係る人員、重機及び物資の輸送支援、在島自衛官による遺骨収容支援を追記

2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

- ・ 実施計画の策定
 - 戦没者の遺骨収集を総合的かつ計画的に実施するため、厚生労働省において事業実施計画を策定することを明記
- ・ 情報の収集、整理及び分析
 - 厚生労働省が行う情報収集として、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけを追記
- ・ 関係国の政府等との協議等
 - 平成31年4月の厚生労働省と米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPA）との協力覚書を踏まえた連携推進を明記
- ・ 戦没者の遺骨収集の実施
 - 令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を踏まえた、見直し後の収容・鑑定のプロセスを明記
 - 職員等への研修の実施、遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組等、遺骨収集の実施体制の強化に関する取組を明記
 - 沈没した艦船の遺骨収集について、観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施する旨を明記
- ・ 戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還
 - 鑑定の迅速化及び高度化を進めるため、戦没者遺骨鑑定センターの取組をはじめ、鑑定等に関する体制整備について明記
 - 手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の推進、DNA鑑定に関する周知広報について追記
 - 同位体分析の活用や鑑定等の研究推進、関係国との協力関係構築について追記
 - 戦没者の遺留品について、遺族を調査し、返還を進める旨を明記

※ 「地域ごとの取組方針（別紙）」に、ロシアについては国際情勢を踏まえて適切に対応する旨を追記